

第8回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

日 時：令和2年5月29日（金）14：30～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 国・県の基本的対処方針の改正に伴う本市の対応について
- (2) その他

4 閉 会

別 紙

【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、
全部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長
- オブザーバー 郡山市議会議長、副議長

1 開 会

2 議 事

(1) 国・県の基本的対処方針の改正に伴う本市の対応について

(保健所次長)

令和2年5月15日付けで国が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を解除したことを受け、新型インフルエンザ等特別措置法第37条において準用する同法第25条の規定に基づき、市町村対策本部を遅滞なく廃止することとされている。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられないため、本市においては、特措法に基づかない任意の対策本部に移行する。

(総務部長)

以下の内容について説明。

令和2年5月25日変更の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について紹介。説明は省略（内容は添付資料のとおり）。

令和2年5月27日改定の「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」について紹介。説明は省略（内容は添付資料のとおり）。

【イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針の主な改正点】

特に、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難な大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め慎重に検討する。

5月25日に緊急事態宣言が解除された5都道府県からの参加は、当面ご遠慮いただく。

上記以外のイベント等については、次の各期間に応じた人数を目安としつつ、適切な感染防止策を講じた上で実施可能とする。ただし、今後の感染症拡大の状況により、変更する場合がある。

・ 6月1日～6月18日

屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

・ 6月19日～7月9日

屋内、屋外ともに1,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

・ 7月10日～7月31日

屋内、屋外ともに5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

【特別定額給付金の処理状況等】

5月28日現在の申請件数111,209件、審査完了は19,223件。

5月29日現在の給付件数 8,929件。

審査完了分については、6月3日(水)に振込予定。

5月29日をもってオンライン申請受付を終了する。5月20日から郵送申請の受付を開始したことから、重複申請や二重払いを防止、更には支給事務を迅速に行うため。

(政策開発部長)

「新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度」についてまとめたパンフレットを作成した。ウェブサイトでも公開しているので確認願いたい。併せて、各部局等においては新たな支援制度について情報提供をお願いしたい。

(郡山地方広域消防組合消防本部消防長)

新型コロナウイルス感染症の感染予防として、飛沫防止シートを設置する場合、火気から適切な距離をとること、誘導灯や通路(避難用)、自動火災報知設備の妨げにならないよう注意願いたい。併せて、関係団体等にも情報提供願いたい。

(産業観光部長)

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援実績について、資料に基づき説明。

セーフティネット保証に係る郡山市による認定件数は、5月29日現在で1,278件。中小企業等応援プロジェクトに係る相談件数等については、5月28日現在で、電話対応772件、窓口対応568件、事業継続応援家賃等補助の減免テナント数63件、テイクアウト事業等開始応援補助金26件となっている。(詳細は資料参照)

3 あいさつ

(市長)

振り返りますと、1月16日に厚生労働省から新型コロナウイルスの感染者の報告があり、3月11日にはWHOがパンデミック宣言をし、3月26日には小池百合子東京都知事がオーバーシュートの重大局面であるとして、3密を避けるようメッセージを発信。その後、4月7日に緊急事態宣言がなされ、5月25日に解除となりました。

あつという間の出来事と感じているが、これまでの関係各位のご尽力に改めて御礼を申し上げたいと思います。

そしてまた、市民の皆様におかれましては、今日お集りの記者の皆様が提供されている記事を良く読んでいただいて御自分あるいは友人、家族に感染防止の措置をとっていただいたことに敬意を表したいと思います。

これからでございますが、ますますある意味で行政と市民の皆様の対応が難しくなってくるのかなと思っています。

北九州市で第二波ということで感染が確認されているようですが、本市において、いわゆる第二波、第三波が無いように、ますます細心の注意を払って自粛をお願いしたいと思います。しかし、今は自粛というよりは、ご自分で考えていただいて、私は自立と言っていますが、自立をお願いしたい。

そして、学校も再開し、保護者の皆さんも子どもたちも、自助、共助、公助と言いますが、自助、共助型に変わってきており、スプリントとマラソンを例にした場合、マラソン体制に入ってきていると思います。

個別的自衛権、集団的自衛権とありますが、今までは、我々一生懸命、集団的に自衛してきましたが、個別的な自衛が求められるということで、そういう意味では、「新しい生活様式」がますます必要になってくると思います。

今までの対策本部につきましては、私は今日をもって、仮称ですが、新生活様式推進本部という形で、市それから市民の皆様にも自立型、それから自助型で工夫しながら感染しないように一緒に進んでいくことが大事だと考え、決意を

新たにしたいと思っています。

今後においては、今、予算措置をさせていただいていますが、補正予算だけでなく、当初予算についても迅速な執行をお願いしたいと思います。

年度当初の予算プラス補正予算で様々な対策を講じることが大事ですので、政策的に公平に執行して欲しいと思います。

それから、私ども（郡山市）は、SDG s 健康未来都市であり、それに加えて福島県はチャレンジ福島県民運動を推進している。SDG s の17の目標の上に福島県民運動があって、その中で、新しい生活様式を実践するというシステムティックな形で新型コロナウイルス感染症防止対策を進めていくことを皆さんと一緒に進めていきたいと考えています。

ODAの例ですが、（支援が必要な相手に）魚を提供するのではなく、魚の釣り方を教えること、技術援助が大事となる。

私どももこれから「新しい生活様式」がクラスター封じの一過性でなく持続性のある施策となっていく。（魚ではなく、釣り方を教えることと同様、持続性のある施策となる。）

（現在、本市では）各種届出等をインターネットでさせていただいているが、今日の新聞の記事で、3月に都内の企業のテレワーク導入率を調べたら、26%、4月には62.7%ということで、テレワークも過半数の企業で導入されているということでございました。

それからセミナーもウェビナー（「Web」と「Seminar」を足した言葉）という形で、ZOOMなども活用されて広まっているようであります。

これはカード会社の調査ですが、これまで若い方が使っていた通信販売を最近では高齢者も使うようになってきているということですので、ますます新しい生活様式の核にDXがなるということがございます。

どれだけ電子申請やウェブが活用されているのかを定点観測することで、新しい生活様式の進行管理につながるのではないかと考えています。

当初予算、補正予算を、どんどん執行してほしい。それが大きく経済対策、新型コロナウイルス感染症対策につながりますので、私も個人の生活における新しい生活様式、そして市役所における新しい生活様式の浸透に努めていきたいと考えています。

そして次の課題は、台風に備えた防災対策です。

（現在は防災訓練の際、）防災会議のメンバーに正庁に集まっていますが、インターネットやウェブを活用できないか、警察、あるいは自衛隊など関係機関との会議をウェブで開催できないか、また、関係機関との会議等で夜7時から（医師の）先生方にお集まりいただく場合がございますが、これについてもウェブ会議でできないか検討したいと思います。

ウェブ会議が日常的、普通になることで、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の浸透につながるものと思います。

次回の新生活様式推進会議についても、ウェブ会議でできないかどうか検討いただきたいと思います。

長い話となりましたが、根負けしないよう新生活様式を実践し、「慎重に行動しないといけない」、「三密を避けましょう」という意識の醸成に努めましょう。

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第5項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言という」。）が解除されるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、同法第37条において準用する同法第25条の規定に基づき、市町村対策本部を遅滞なく廃止することとされていますので、市町村に対してその旨周知をお願いいたします。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられません。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・深町・小松崎・宮内・渡邊・小田切

直通 03（6257）3086

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日、緊急事態が終了した旨を宣言した。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、4月16日に、上記7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府について緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

令和2年5月4日に、感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一人となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が

現れはじめる一方、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られ、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があったことから、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、引き続き全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することとした。

令和 2 年 5 月 14 日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方（以下「区域判断にあたっての考え方」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。

また、令和 2 年 5 月 21 日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断し、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行った。

その後、令和 2 年 5 月 25 日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなった。そのため、同日、政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、法第 32 条第 5 項に基づき、緊急事態解除宣言を行うこととする。

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要がある。

そのため、引き続き、政府及び都道府県は感染の状況等を継続的に監視するとともに、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む

国民が相互に連携しながら、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要がある。事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要である。

また、再度、感染が拡大する場合に備える必要がある。新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要である。

こうした取組を実施することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月23日までに、合計46都道府県において合計16,375人の感染者、820人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一人丸となって感染拡大の防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、令和2年5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、5月上旬には、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があったことなどから、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その後、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある。

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数であるか否か。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか否か。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか否か。

これらの点を踏まえ、各区域について、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断する（区域の判断にあたっての考え方）。

感染の状況については、1週間単位で見て新規報告数が減少傾向にあること、及び、3月上中旬頃の新規報告数である、クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少しており、現在のPCR検査の実施状況等を踏まえ、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とする。直近1週間の10万人あたり累積報告数が、1人程度以下の場合には、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮して、総合的に判断する。

医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていることとする。

監視体制については、医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする。

令和2年5月14日には、以上の「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、令和2年5月21日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道

県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、令和2年5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言が解除された後も、全ての都道府県において、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

また、再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められ、緊急事態措置を実施すべき区域とするにあたっては、4月7日時点の感染の状況も踏まえて、令和2年4月7日変更の基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方に立ち、オーバーシュートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断する。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が集まっている）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5-6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約

0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- 日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。

なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報の提供。
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。

- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく

「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知し、的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、医療従事者はもとよりその他の濃厚接触者に対するPCR等検査の拡大に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。国と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化について都道府県等に指針を示すとともに、これらの対策の促進のため、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、各プロセスを点検し、対策を実施する。
- ③ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。また、インフルエンザ・肺炎死亡における、いわゆる超過死亡についても、現行システムの改善も含め、適切に把

握できるよう、早急に体制を整える。

- ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19. H E R - S Y S）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数や P C R 等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ E C M O の保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System. G - M I S）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。
- ⑧ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要

な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、これまでにクラスターが発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、感染拡大リスクの態様に十分留意する。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果や感染拡大リスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、

国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行

うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、「新しい生活様式」を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行うとともに、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒等の学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめる。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、

ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

（外出の自粛等）

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者等に周知を行うこと。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。
その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。
また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし（①段階からが想定される）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること（②の段階からが想定される）。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求めること。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応するよう検討すること。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認めら

れた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。

- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組(前記の1)②、2)、3)②、4)②)」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

8) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行

う。

- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
 - ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
 - ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。
 - ⑤ 政府は、個人情報保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（API）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。
- 9) その他共通的事項等
- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき国と密接に情報共有を行う。国は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府

県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
 - ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ・ 夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討すること。

- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
 - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進めること。
 - ・ 厚生労働省は、都道府県が法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、

- ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
 - ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
 - ・ 5月7日に特例承認されたレムデシビルの円滑な供給を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
 - ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
 - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。
- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、第2次補正予算の編成などを含め、対策に万全を期す。

(5) 経済・雇用対策

引き続き、感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提

供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、今後の感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。さらに、令和2年度第1次補正予算を強化するため、第2次補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう政府は適切に取り組む。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々

な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクや消毒薬の転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強

化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員にお

ける感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言解除後の取組

政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講じることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年5月27日改定)

福島県

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)

(県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら
3週間ごとに段階的に緩和)

① 令和2年6月 1日(月)から令和2年6月18日(木)

② 令和2年6月19日(金)から令和2年7月 9日(木)

③ 令和2年7月10日(金)から令和2年7月31日(金)

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避(密集、密接、密閉)やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底。

イ 職場における感染対策

時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの取組を推進。

ウ 移動に関する感染対策

- ・ 6月18日までの間、5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道や埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできるだけ控えること。
(5月31日までは不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控えること)
- ・ これまでにクラスターが発生している業種のうち、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できると考えられる業種については、6月1日から外出自粛の対象としない。
- ・ その他の業種については、感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き外出を控えること。

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等に基づく感染防止対策の徹底を依頼。

(3) イベント等に関する協力依頼

6月18日までの間は、引き続き適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすること。

6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和。

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、県民に対して外出自粛に関する必要な協力の要請等を行うとともに、施設管理者等やイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。
- ・マスクの着用。
- ・手洗いなどの手指衛生。
- ・人と人との距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）。

イ 職場における感染対策

- ・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組。
- ・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進 など

ウ 移動に関する感染対策

- ・6月18日までの間、5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道や埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできるだけ控えること。
（5月31日までは不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控えること）
- ・これまでにクラスターが発生している業種のうち、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できると考えられる業種については、6月1日から外出自粛の対象としない。
- ・その他の業種については、感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き外出を控えること。

※「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
～5月31日	不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける	県外からの観光客の呼び込みは控え、 県内観光から取り組む 観光地において、人と人との間隔を確保
①6月1日～6月18日	○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された 5つの都道府県との不要・不急の往来はできるだけ控える	
②6月19日～7月9日	○	○ 県外からの観光客の呼び込みを実施 観光地において、人と人との間隔を確保
③7月10日～7月31日		

外出自粛の段階的緩和（クラスター発生施設等）

時期	クラスター発生施設等への外出自粛等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設等も含まれる)
～5月31日	業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討	業種別ガイドラインの作成
①6月1日～6月18日		<p style="text-align: center;">○</p> 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討
②6月19日～7月9日	<p style="text-align: center;">○</p> 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討	
③7月10日～7月31日		

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・滞在時間の制限			滞在時間の制限	小人数で滞在時間の制限	乗車人数制限・時差通勤	入場人数の制限・滞在時間の制限
密集	接触スポーツの制限	密の注意喚起掲示	四方を空けた席配置	レジ等で間隔を空ける(床に印をつける等)	四方を空けた席配置・展示配置の工夫	四方を空けた席配置	四方を空けた席配置	座席間隔に留意	座席間隔に留意・真正面は避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生対策 その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後の飲み会等は控える	—	入場時手指衛生				こまめな手洗い	—	入場時手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

(3) イベント等に関する協力依頼

6月18日までの間は、引き続き適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすること。

6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和。

【イベント等の開催可否の判断】

①の段階(6月1日から6月18日まで)

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ・展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること

②の段階(6月19日～7月9日まで)

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

③の段階(7月10日～7月31日まで)

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

【イベントの無観客開催について】

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じること。

イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催すること（7月10日以後は各段階における上限人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。）。

【祭り等の行事に係る対応】

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ①地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討すること。

【感染拡大防止に係る重要な留意点】

- ①各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ②イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用を検討すること。

イベント開催制限の段階的緩和（その1）

時期		収容率	人数上限
①6月1日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
②6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
③7月10日～7月31日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

イベント開催制限の段階的緩和（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
①6月1日～ 6月18日	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		
②6月19日～ 7月9日	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③7月10日～ 7月31日	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

「移行期間における都道府県の対応について」

(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づく措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等
及び市有施設の開館に関する指針（5月29日改正）（案）

1 これまでの経緯と現状認識

国においては、令和2年4月7日に、東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ対策特別措置法(以下「法」という。)に基づく緊急事態宣言を行い、4月16日にはその区域を全国に拡大した。その後、感染状況の評価・分析等を踏まえ、対象区域の見直しを行い、5月14日には8都道府県に、5月21日には5都道県に縮小する区域変更を経て、5月25日には、法に基づく緊急事態解除宣言を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の見直しを行った。

これらを踏まえ、福島県においては、5月15日に「緊急事態措置」を解除し、今後の「感染防止対策」を発表するとともに、5月27日にはその見直しを行ったところである。

このような中、本市においては、2月20日に本指針を策定し、随時見直しを行いながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めてきたところであるが、今般の緊急事態宣言解除に伴う県の「感染防止対策」の見直しを踏まえ、市主催等のイベントの開催等及び市有施設の開館について、次のとおりとする。

2 市有施設の開館について

市有施設は、安全性の確認や適切な感染予防策等、準備が整った施設から順次開館する。ただし、施設の特性や利用形態等により感染のおそれが高い施設については、当分の間、その全部又は一部の使用を休止する。

開館後においても、感染症拡大防止の観点から、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることができるものとする。また、施設内において感染が発生した場合、または発生するおそれが高いと判断した場合は、当分の間休館するものとする。

3 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

- ① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(※)」の考え方を踏まえるものとする。
- ② クラスターが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密(*)」のある集まりについては、開催の中止又は延期とする。

特に、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難な大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め慎重に検討すること。また、5月25日に緊急事態宣言が解除された5都道県からの参加は、当面ご遠慮いただくものとする。

- ③ 上記以外のイベント等については、次の各期間に応じた人数を目安としつつ、適切な感染防止策を講じた上で実施可能とする。ただし、今後の感染症拡大の状況により、変更する場合があるものとする。

ア 6月1日～6月18日 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること。
(できるだけ2m)

イ 6月19日～7月9日 屋内、屋外ともに1,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保でき

ること。(できるだけ2m)

ウ 7月10日～7月31日 屋内、屋外ともに5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外であっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

(2) イベント等を開催する条件

- ① 人と人との間隔を2m程度確保すること。
- ② 会場面積を一人当たり4㎡以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保すること。
- ③ 定期的に換気を行うこと。(屋内の場合)
- ④ 多くの方が触れる場所の消毒を徹底すること。
- ⑤ 大声での発声、歌唱や声援、または接近した距離での会話等が原則想定されないこと。(屋内の場合)

4 イベント等開催のための適切な感染対策

イベント等を開催する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知における主催者の対応

- ① 当日を含め、イベント等の参加時の過去2週間以内に発熱(受診や服薬等により解熱している状態を含む)、呼吸器症状(せき、くしゃみ等)がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。
- ② イベント等の参加者や施設利用者(以下「参加者等」という。)に対して、事前の家庭での体温測定や参加時のマスク着用等の注意事項を周知する。

(2) 開催時等における主催者の対応

- ① 参加者等が「三つの密(*)」とならないよう、入場制限や誘導等を実施する。特に、イベント等の前後や休憩時間等を含め、会場・施設内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ② 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ③ 多くの方が触れる場所(ドアノブなど)をこまめに消毒する。
- ④ 換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ⑤ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑥ 参加者等に対して、マスクの着用や咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

(3) 主催者等によるフォロー

- ① 主催者は、参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。
- ② 屋内(室内)イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。
- ③ 施設管理者は、イベント主催者に感染症防止対策の徹底を要請する。

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間とする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向、国及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

(略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日、同年5月16日施行)

この指針は、令和2年6月1日から施行する。

「三つの密(*)」：①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」

「新しい生活様式(*)」：令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度

このパンフレットは、新型コロナウイルス感染症に係る市等の支援制度等をまとめたものです。

各支援制度の受付は、本パンフレット記載の担当窓口までお問い合わせください。

令和 2 年 5 月

◆受付日時：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
(各担当窓口)

※平日のみ受付いたします。

最新の情報は市のウェブサイトでも更新しておりますので、
そちらも併せてご確認ください。

QRコードはこちら→



郡 山 市

目 次

①個人向け

分 野	No.	支 援 制 度 名	頁
生活支援 (給付・貸付)	1	特別定額給付金【国】	1
	2	生活保護【市】	1
	3	母子父子寡婦福祉資金貸付金【市】	1
	4	生活福祉資金制度による特例貸付 (緊急小口資金貸付及び総合支援資金貸付)【国】	1
就職支援	5	新規学校卒業者の採用内定取消し等に関する相談窓口【国】	1
住まいの相談	6	市営住宅使用料(家賃)の減免【市】	1
	7	市営住宅の離職退去者への仮入居【市】	1
	8	住居確保給付金【市】	1
公共料金・ 税・ 水道料金等	9	税等の減免・特例措置【市】	1
	10	国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置【国】	1
	11	身体障害者手帳の再認定実施期間の延長【市】	1
	12	自立支援医療(精神通院)の受給者証の有効期間の延長について 【市】【県】	1
	13	精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの臨時的な対応について【市】 【県】	1
	14	指定難病医療費助成制度等に係る有効期間満了日の延長【県】	1
	15	特定疾患医療受給者証(スモン)の有効期間の延長【県】	1
	16	肝炎治療特別促進事業医療費制度に係る有効期限の延長【県】	1
	17	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費助成制度に係る有効期 限の延長【県】	1
	18	小児慢性特定疾病医療費受給者証の有効期間の延長【国】	1
	19	自立支援医療(育成医療)受給者証の有効期間の延長【国】	1
	20	県税の猶予制度【国】	1
子育て・教育	21	子育て世帯への臨時特別給付金【国】	2
	22	ひとり親家庭世帯への緊急支援給付金【市】	2
	23	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業の利用者負担額の日割り計算による還付(認可 保育施設)【市】	2
	24	認可外保育施設入所児童の保護者に対する補助【市】	2
	25	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた市放課後児童クラブの 利用者負担額の日割り計算による還付【市】	2
	26	放課後等デイサービス利用者の負担金免除【市】	2
	27	就学援助申請期間の延長【市】	2
	28	あさか舞おうち子どもサポート事業【市】	2
	29	福島県立高等学校の授業料の減免制度【県】	2
	30	高等教育修学支援新制度による支援【県】	2
その他の支援	31	遠隔手話通訳サービス(登録制)【市】	2
	32	遠隔手話通訳サービス(福島県聴覚障害者協会実施)【県】	2
	33	運転免許更新の臨時措置【県】	2

②事業者向け

分野	No.	支援制度名	頁
融資・貸付	1	売上高等減少対策資金融資【市】	3
	2	福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」信用保証料補助事業【市】	3
	3	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）【県】	3
	4	セーフティネット保証4号・5号【国】	3
	5	危機関連保証【国】	3
	6	福島県信用保証協会における特別保証制度等【県】	3
	7	信用保証付き融資における保証料・利子減免【国】	3
	8	日本政策金融公庫等の既往債務の借換【国】	3
	9	新型コロナ特例リスケジュール【国】	3
	10	小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等【国】	3
	11	日本政策投資銀行（DBJ）・商工中金による危機対応融資【国】	3
	12	新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）【県】	3
	13	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）【国】	3
	14	セーフティネット貸付【国】	3
	15	商工中金による危機対応融資【国】	3
	16	新型コロナウイルス感染症関連マル経融資（小規模事業者経営改善資金）【国】	3
	17	無利子・無担保融資【国】 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②商工中金による危機対応融資 ③マル経融資の金利引下げ（新型コロナウイルス対策マル経） ④特別利子補給制度	3
	18	農林漁業セーフティネット資金【国】	3
	19	漁業近代化資金【国】	3
雇用維持・労働者保護	20	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）【国】	3
	21	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者に休暇を取得させた事業者向け）【国】	3
	22	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）【国】	3
事業継続	23	事業継続応援家賃等補助金【市】	4
	24	宿泊・飲食業等応援クラウドファンディング補助金【市】	4
	25	飲食店応援前払利用券発行支援事業【県】	4
	26	肉用牛肥育経営安定交付金制度【県】	4
	27	持続化給付金【国】	4
	28	学校臨時休業対策費補助金【国】	4
公共料金・税・水道料金等	29	税等の減免・特例措置【市】	4
	30	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置【市】	4
	31	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長【市】	4
感染防止	32	テレワーク導入支援補助金【市】	5
	33	テイクアウト・デリバリー事業等開始応援補助金【市】	5
	34	テレワーク滞在支援事業補助金【市】	5
	35	介護施設等の多床室の個室化に要する改修【国】	5
	36	産後ケアを実施する施設における感染拡大防止対策に係る支援【国】	5
	37	保育所等への新型コロナウイルス対策物品の配付【市】	5
	38	障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止対策にかかる支援【市】	5
	39	感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備【県】	5
	40	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金【県】	5
	41	働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）【国】	5
	42	テレワーク導入支援策【国】	5
	43	IT導入補助【国】	5

③その他各種相談窓口

分野	No.	支援制度名	頁
各種相談	1	法律相談【市】	6
	2	在住外国人向け相談窓口案内【市】	6
	3	子どもに関する相談【市】	6
	4	新型コロナウイルス感染症拡大に係る児童生徒の心のケア（臨時休業中）【市】	6
	5	新型コロナウイルス感染症拡大に係る児童生徒の心のケア（学校で感染者が発生した場合）【市】	6
	6	こころの健康相談【市】	6
	7	女性・男性のための相談【市】【県】	6
	8	消費生活相談【県】	6
	9	消費生活無料法律相談等【県】	6
	10	福島県社会保険労務士会による無料電話相談【県】	6
	11	外国人労働者に係る相談支援体制等の強化【県】	6
	12	外国人住民のための相談【県】	6
	13	性暴力等被害救援協力機関 “SACRA ふくしま”【県】	6
	14	福島県緊急事態措置コールセンター【県】	6
	15	中小企業労働相談所【県】	6
	16	女性のための電話相談・ふくしま【国】	6
	17	国税局猶予相談センター【国】	6
	18	経営相談窓口の開設【国】	6
	19	専門家による経営アドバイス【国】	6
	20	現地進出企業・現地情報及び日本貿易振興機構（ジェトロ）相談窓口【国】	6
	21	事業資金相談ダイヤル【国】	6
	22	多言語電話相談窓口の開設【国】	6
	23	人権相談（法務局）【国】	6
	24	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口【国】	6
その他	25	遠隔手話通訳サービス（登録制）【市】	7
	26	遠隔手話通訳サービス（福島県聴覚障害者協会実施）【県】	7

新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧【個人向け】

	支援制度名	対象となる方	支援内容	お問合せ
生活支援 お金の給付 お金を借りる	特別定額給付金【国】	全市民(申請は原則世帯主の方)	1人につき10万円の特別定額給付金を支給します。	郡山市特別定額給付金専用ダイヤル (TEL 983-9770)
	生活保護【市】	病気やけがなど何らかの理由で生活に困っている世帯	国で定めた世帯の保護基準額と世帯全体の収入を比べ不足分を支給します。	郡山市生活支援課 (TEL 924-2611)
	母子父子寡婦福祉資金貸付金【市】	児童を扶養している配偶者のいない方など	一時的な就労収入の減少に対し、生活資金の貸付を行います。	郡山市子ども支援課 子ども家庭相談センター (TEL 924-3341)
	生活福祉資金制度による特別貸付(緊急小口資金貸付及び総合支援資金貸付)【国】	一時的に収入が減少した世帯	一時的な就労収入の減少に対し、生活資金の貸付を行います。	郡山市社会福祉協議会 (TEL 932-5311) 福島県社会福祉協議会 (TEL 024-523-1250)
就職支援 採用内定取消	新規学校卒業者の採用内定取消し等に関する相談窓口【国】	採用内定取消の通知を受けた方、内定辞退を強要された方、入職時期繰下げの通知を受けた方 等	採用内定取消し等の対応についてのアドバイス、全国の学卒求人の情報提供、職業紹介など、就職活動のサポートを行います。	ハローワーク郡山 (TEL 942-8609(42#)) 郡山新卒応援ハローワーク フリーダイヤル (TEL 0800-800-4634)
住まいの相談 住居の確保 市営住宅	市営住宅使用料(家賃)の減免【市】	収入が著しく減少した入居者	家賃の減免を行います。	郡山市住宅政策課 (TEL 924-2631)
	市営住宅の離職退去者への仮入居【市】	離職解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方	市営住宅に仮入居いただけます。	
	住居確保給付金【市】	住居を喪失した方(するおそれのある方)	一定期間家賃相当分を支給します。(上限あり)	郡山市保健福祉総務課 (TEL 924-3822)
公共料金・税・水道料金等 支払の猶予 料金の減免 受給者証更新 等	税等の減免・特例措置【市】	市の各担当所属にお問合せください。 <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税 郡山市市民税課 (TEL 924-2081) 固定資産税、都市計画税の軽減 郡山市資産税課 (TEL 924-2091) 市税の徴収猶予、換価の猶予 郡山市収納課 (TEL 924-2101) 国民健康保険 郡山市国民健康保険課 (TEL 924-2141) ※徴収猶予について 郡山市国保税収納課 (TEL 924-2121) 後期高齢者医療制度 郡山市国民健康保険課 後期高齢者医療係 (TEL 924-2146) <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度 郡山市介護保険課 (TEL 924-3021) 水道料金等の支払い猶予 郡山市上下水道局 お客様サービスセンター (TEL 932-7641) 簡易水道料金 郡山市環境政策課 (TEL 924-2731) 熱海温泉使用料 郡山市熱海温泉事業所 (TEL 984-2688) 		
	国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置【国】	収入が減少した、収入が減少する見込みがある等の一定の要件に該当する方	国民年金保険料の免除や納付猶予を行います。	郡山市国民健康保険課 国民年金係 (TEL 924-2141) 郡山年金事務所 (TEL 932-3434)
	身体障害者手帳の再認定実施期間の延長【市】	再認定の時期が2020年3月から2021年2月までの間にある手帳をお持ちの方	再認定実施期間を1年間延長します。	郡山市障がい福祉課 (TEL 924-2381)
	自立支援医療(精神通院)の受給者証の有効期間の延長について【市】【県】	有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日の自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方	受給者証の有効期間を1年間延長します。 ※期間内の更新の申請は不要ですが、変更の申請がある場合は随時申請が必要になります。	郡山市保健所地域保健課 (TEL 924-2163)
	精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの臨時的な対応について【市】【県】	手帳の有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者	更新申請時の診断書の提出を1年間猶予できます。 ※更新のための申請については、通常どおり必要になります。	
	指定難病医療費助成制度等に係る有効期間満了日の延長【県】	有効期間が令和2年12月31日までの指定難病医療費受給者証をお持ちの方	受給者証の有効期間を1年延長します。 ※ただし、それ以外の内容に変更が生じたときは、随時、変更届が必要です。	
	特定疾患医療受給者証(スモン)の有効期間の延長【県】	有効期間が令和2年9月30日までの特定疾患受給者証(スモン)をお持ちの方	給者証の有効期間を1年延長します。 再認定実施期間を1年間延長します。 ※ただし、それ以外の内容に変更が生じたときは、随時、変更届が必要です。	
	肝炎治療特別促進事業医療費制度に係る有効期限の延長【県】	令和2年3月1日~令和3年2月28日までに有効期間が満了する方	受給者証の有効期限を1年延長します。 ※ただし、有効期間以外の内容に変更が生じたときは、今までと同様に変更届の提出が必要です(随時)。	
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費助成制度に係る有効期限の延長【県】	令和2年3月1日~令和3年2月28日までに有効期間が満了する方	参加者証の有効期間を1年延長します。 ※ただし、有効期間以外の内容に変更が生じたときは、今までと同様に変更届の提出が必要です(随時)。	
	小児慢性特定疾病医療費受給者証の有効期間の延長【国】	有効期間が令和2年3月1日~令和2年9月30日までの間に満了する受給者証をお持ちの方	今年度の更新手続きを不要とし、受給者証の有効期間を1年延長します。 ※ただし、有効期間以外の内容に変更が生じた時は随時変更申請が必要です。	郡山市子ども支援課 (TEL 924-3691)
	自立支援医療(育成医療)受給者証の有効期間の延長【国】	有効期間が令和2年3月1日~令和3年2月28日までの間に満了する受給者証をお持ちの方	再認定申請手続きを省略し、現在お持ちの受給者証の有効期間を1年延長した期間、引き続き使用いただけます。	
	県税の猶予制度【国】	県税の納税義務者又は納入義務者	県税の徴収及び換価の猶予を行います。	福島県県中地方振興局県税部 (TEL 935-1241)

子育て・教育
 授業料・保育料
 就学援助
 等

支援制度名	対象となる方	支援内容	お問合せ
子育て世帯への臨時特別給付金【国】	児童手当受給者 ※市支給世帯：申請不要 公務員：6月申請受付	児童手当の支給対象児童 1 人につき 10,000 円の臨時特別給付金を支給します。	郡山市こども支援課給付係 (TEL 924-2411)
ひとり親家庭世帯への緊急支援給付金【市】	児童扶養手当受給者 ※申請不要	児童扶養手当受給者 1 世帯につき 10,000 円の緊急支援給付金を支給します。	
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の日割り計算による還付(認可保育施設)【市】	認可保育施設入所児童の保護者	保育所を臨時閉鎖した場合及び登園を自粛した場合、保育料を日割りで再計算し、還付を行います。	郡山市こども育成課 (TEL 924-3541)
認可外保育施設入所児童の保護者に対する補助【市】	認可外保育施設入所児童の保護者	認可外保育施設の臨時閉鎖及び自粛により登園できなかった児童の保護者に対し、当該日数分の保育料を補助します。	
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた市放課後児童クラブの利用者負担額の日割り計算による還付【市】	児童の保護者	利用者負担金を日割りで再計算し、利用者負担金の還付を行います。	郡山市こども未来課 (TEL 924-3801)
放課後等デイサービス利用者の負担金免除【市】	放課後等デイサービス利用者	特別支援学校等の臨時休業により、放課後等デイサービスの利用増に生じた利用者の負担金を免除します。	郡山市障がい福祉課 (TEL 924-2381)
就学援助申請期間の延長【市】	就学援助の申請をされる方	学校の臨時休業が長期化し、また外出を控えたことにより就学援助申請書の提出が遅れた場合、弾力的に対応します。	郡山市学校教育推進課 (TEL 924-2431)
あさか舞おうち子どもサポート事業【市】	・児童扶養手当受給世帯の児童等 ・就学援助対象者	対象となる方 1 名につき「郡山産米あさか舞ひとめぼれ 10 キロ引換券」1 枚をお送りします。 ※引換券は令和 2 年 5 月 18 日付けで発送しています。	郡山市園芸畜産振興課 (TEL 924-3761)
福島県立高等学校の授業料の減免制度【県】	授業料の納入が困難であると認められる生徒	県立高校の授業料を免除します。	福島県教育庁財務課 (TEL 024-521-7754) 生徒の在籍する県立高等学校
高等教育修学支援新制度による支援【県】	家計が急変した学生等	授業料減免等の支援を行います。	【奨学金】 日本学生支援機構 奨学金相談センター (TEL 0570-666-301) 【授業料・入学金】 福島県立医科大学 教育研修支援課 (TEL 024-547-1111) 会津大学学生課 (TEL 0242-37-2500)

その他の支援
 遠隔手話通訳
 運転免許更新
 等

遠隔手話通訳サービス(登録制)【市】	聴覚に障がいのある方	医療機関等の受診時に、タブレットやスマートフォン等を使用して、遠隔手話通訳をご利用いただけます。	郡山市障がい福祉課 (TEL 924-2381)
遠隔手話通訳サービス(福島県聴覚障害者協会実施)【県】	聴覚に障がいがあり、手話ができる方	帰国者・接触者外来を受診、または入院等が必要になった場合、タブレットやスマートフォン等を使用して、遠隔手話通訳をご利用いただけます。	福島県聴覚障害者協会 (TEL 024-522-0681)
運転免許更新の臨時措置【県】	運転免許有効期間の末日が令和 2 年 3 月 13 日から 7 月 31 日までの間の運転免許証をお持ちの方	更新手続開始申請書を提出することにより、更新可能期間が延長されます。	福島運転免許センター (TEL 024-591-4381)

新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧【事業者向け】

	支援制度名	対象となる方	支援内容	お問合せ
融資・貸付 融資・資金貸付 信用保証 等	売上高等減少対策資金融資(市) 福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)」信用保証料補助事業【市】	売上高等が減少している中小企業者	経営の安定に資することを目的として融資を行います。 自己負担のあった信用保証料に対して郡山市が補助金を交付	郡山市中小企業等応援フリーダイヤル (TEL 0800-800-5363) 【事業の照会】 郡山市産業政策課 (TEL 924-2251)
	新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)【県】	売上高等が減少していることを市長が認定した中小企業者	中小企業者の資金繰りを支援します。	県内の銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
	セーフティネット保証4号・5号【国】	売上高等が減少している中小企業者	事業資金調達の円滑化を図ります。	取引のある金融機関 又は最寄りの信用保証協会
	危機関連保証【国】	売上高等が減少している中小企業者	信用保証協会の一般保証とセーフティネット保証とはさらに別枠で、借入債務の100%を保証します。	最寄りの信用保証協会
	福島県信用保証協会における特別保証制度等【県】	県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者	国、県の制度融資についてご相談ください。	福島県信用保証協会 ・郡山支店 (TEL 932-2769) ・総務部総務企画課 (TEL 024-526-2331)
	信用保証付き融資における保証料・利子減免【国】	信用保証付き融資を利用する事業者	保証料・利子の減免を行います。	中小企業金融・給付金相談窓口 (TEL 0570-783183)
	日本政策金融公庫等の既往債務の借換【国】	日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資などの利用者	左記債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象とします。	
	新型コロナウイルス特例リスクスケジュール【国】	中小企業者	資金繰り計画策定における金融機関調整、資金繰りの継続サポート等を行います。	
	小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等【国】	小規模企業共済の契約者	貸付利率の無利子化、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を行います。	中小企業基盤整備機構 共済相談室 (TEL 050-5541-7171)
	日本政策投資銀行(DBJ)・商工中金による危機対応融資【国】	法人、個人事業主	危機対応業務による資金繰り支援を行います。	日本政策投資銀行 (新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口) (TEL 0120-598-600) 商工組合中央金庫相談窓口 (TEL 0120-542-711)
	新型コロナウイルス対策特別資金(福島県中小企業制度資金)【県】	売上高等が減少していることを市長が認定した中小企業者	設備資金及び運転資金の貸付を行います。	【融資の申込・相談】 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金) 【制度内容の照会】 福島県経営金融課 (TEL 024-521-7288)
	新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)【国】	中小企業、小規模事業者	資金の貸付を行います。	【国民生活事業】 日本政策金融公庫郡山支店 (TEL 923-7140) 【中小企業事業】 日本政策金融公庫福島支店 (TEL 024-522-9241)
	セーフティネット貸付【国】	中小企業・小規模事業者	中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。	日本政策金融公庫福島支店 (TEL 024-522-9241)
	商工中金による危機対応融資【国】	中堅企業、中小企業	資金の貸付を行います。	商工組合中央金庫福島支店 (TEL 024-526-1201)
	新型コロナウイルス感染症関連マル経融資(小規模事業者経営改善資金)【国】	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者	経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で貸付を行います。	郡山商工会議所(TEL 024-921-2600) 又は市内地区商工会
雇用維持・労働者保護 雇用調整助成金	無利子・無担保融資【国】 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②商工中金による危機対応融資 ③マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経) ④特別利子補給制度	①～③の各種融資制度の利用者	①～③の各種融資制度と④の利子補給制度を併用いただくことで、実質無利子・無担保融資が最長3年間受けられます。	①日本公庫事業資金相談ダイヤル (TEL 0120-154-505) ②商工組合中央金庫相談窓口 (TEL 0120-542-711) ③日本政策金融公庫の本支店、商工会・商工会議所 ④中小企業 金融・給付金相談窓口 (TEL 0570-783183)
	農林漁業セーフティネット資金【国】	資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある農林漁業者	災害や経営環境の変化等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営安定化のための資金の貸付を行います。	日本政策金融公庫 ・農林水産部事業本部 (TEL 0120-926478) ・福島支店(農林水産事業) (TEL 024-521-3328)
	漁業近代化資金【国】	漁業者等	貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除貸付(融資)を行います。	・福島県信用漁業協同組合連合会 (TEL 0246-29-2331) ・農林中央金庫福島支店 (TEL 024-552-5600) ・福島県水産事務所 (TEL 0246-24-6174) ・福島県農林水産部水産課 (TEL 024-521-7379)
	雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置)【国】	雇用保険適用事業主	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。	ハローワーク郡山 (TEL 942-8609) 雇用調整助成金等事務センター (TEL 024-529-5681)
	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(労働者に休業を取得させた事業者向け)【国】	新型コロナウイルスの影響により有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業者主	小学校等に通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業者主に対し、助成金を支給します。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (TEL 0120-60-3999)
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)【国】	子どもの世話をを行うために業務を行うことができなかった、業務委託契約等を締結して個人で仕事をする方	小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなかった方に対し、支援金を支給します。		

事業継続
 持続化給付金
 家賃減額助成
 等

支援制度名	対象となる方	支援内容	お問合せ
事業継続応援家賃等補助金【市】	休業中のテナントの家賃を減免した不動産事業者等	減額した家賃等の助成を行います。	郡山市中小企業等応援フリーダイヤル (TEL 0800-800-5363)
宿泊・飲食業等応援クラウドファンディング補助金【市】	補助の対象者は、次の要件を満たす個人や団体等 1 郡山市在住の個人又は所在地が市内にある法人、任意団体若しくは郡山市商工業振興条例で定める商工団体等(商店街、商工会、組合等)であること。 2 プロジェクトをウェブサイトに公開する前に補助金の交付申請を行い、交付の決定を受けていること。 3 市税等の滞納がないこと。(任意団体にあつては代表者に関するもの。) 4 目標支援金額の調達を達成していること。 5 売り上げが減少していること、又は創業に支障をきたしていること	クラウドファンディングを活用して資金調達する宿泊・飲食・サービス業等の事業者に対し、クラウドファンディングに係るオンラインセミナーの開催、相談対応及び費用の助成を行います。	
飲食店応援前払利用券発行支援事業【県】	飲食業を営業者個人事業主または法人事業者	飲食店のプレミアム付前払利用券の発行に対し、助成を行います。	福島県商工総務課 (TEL 024-521-7270) 最寄りの商工会 または商工会議所
肉用牛肥育経営安定交付金制度【県】	・福島県域を範囲とする民間団体 ・肥育牛生産者	肥育牛1頭あたりの粗収益が生産費を下回った場合に、肥育牛生産者に補てん金を交付します。	福島県畜産振興協会 (TEL 024-573-0515)
持続化給付金【国】	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者	一定の要件に該当する企業に対し、減収分の12か月分を上限額(法人:200万円、個人事業者等100万円)として国が補償します。	・持続化給付金事業 コールセンター 受付時間:8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月~12月(土曜日を除く) (TEL 0120-115-570) IP電話専用回線:03-6831-0613 LINE アカウント LINE ID:@kyufukin_line ・郡山地区申請サポート会場(完全予約制) 対象:インターネット環境を利用できない方 場所:郡山商工会議所 駅前大通り会館 (郡山市中町10-6) 設置期間:5月16日(土)~12月末まで 営業時間:午前9時~午後5時まで 定休日:なし(土日祝日も対応) ・電話でのご予約 ①自動音声対応: 0120-835-130(24時間対応) ②オペレータ対応: 0570-077-866(9時~18時) ・ネットでのご予約 https://counter.jizokuka-kyufu.jp/JK-011
学校臨時休業対策費補助金【国】	学校給食調理業者(パン、米飯、めん、牛乳等の納品業者)	学校臨時休業中に使用するはずだった食材を加工する際の工賃の補助を行います。	郡山市学校管理課 (TEL 924-3421)

公共料金・税・水道料金等
 税の減免
 徴収の猶予
 等

税等の減免・特例措置【市】	市の各担当所属にお問合せください。 ・固定資産税、都市計画税の軽減 郡山市資産税課 (TEL 924-2091) ・市税の徴収猶予、換価の猶予 郡山市収納課 (TEL 924-2101)	・水道料金等の支払い猶予 郡山市上下水道局 お客様サービスセンター (TEL 932-7641) ・熱海温泉使用料 郡山市熱海温泉事業所 (TEL 984-2688)	
中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置【市】	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等	所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の令和3年度課税分について、軽減措置を行います。	郡山市資産税課 (TEL 924-2091) 中小企業庁 固定資産税の軽減相談窓口 (TEL 0570-077322) 受付時間:9:30~17:00 (平日のみ)
生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長【市】	市の認定を受け、一定の要件を満たす先端設備等を導入した中小事業者等	現行の固定資産税特例措置について、対象資産に事業用家屋と構築物を追加します。また、特例措置の期限を令和4年度まで延長します。	

感染防止

感染拡大防止に係る協力金
テレワーク導入等

支援制度名	対象となる方	支援内容	お問合せ
テレワーク導入支援補助金【市】	厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」を活用し、支給決定を受けた中小企業事業主	導入費用の上乗せ補助(1/6)を行います。	郡山市中小企業等応援フリーダイヤル (TEL 0800-800-5363)
テイクアウト・デリバリー事業等開始応援補助金【市】	テイクアウトなどを始める飲食業等の事業者	テイクアウト事業等、新たな需要に対応した経営改革の取り組みを支援します。	郡山市観光課 (TEL 924-2621)
テレワーク滞在支援事業補助金【市】	テレワークプランを提供するホテル等	テレワークプランを提供するホテル等に対し、利用に対する費用支援を行います。	
介護施設等の多床室の個室化に要する改修【国】	介護施設等	感染防止のための多床室個室化に要する改修費用の補助を行います。	郡山市介護保険課管理係 (TEL 924-3021)
産後ケアを実施する施設における感染拡大防止対策に係る支援【国】	産後ケア事業者	マスクや消毒用エタノール等を配布します。	郡山市こども支援課母子保健係 (TEL 924-3691)
保育所等への新型コロナウイルス対策物品の配付【市】	市内保育所等	マスク(大人用、子供用)、手指消毒用アルコール、非接触式体温計等を配布します。	郡山市こども育成課 (TEL 924-3541)
障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止対策にかかる支援【市】	障害福祉サービス事業所等	サージカルマスク、手指消毒用アルコール等を配付します。	郡山市障がい福祉課 (TEL 924-2381)
感染防止対策等による高年齢労働者の職場環境整備【県】	社会福祉施設事業者、飲食業者等	利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化、IT化に係る経費を補助します。	福島労働局雇用環境・均等室 (TEL 024-536-4600)
福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金【県】	県内に本所または支所のある法人及び個人事業主	福島県の要請や協力依頼に応じて、施設の休止や営業時間の短縮にご協力いただいた法人及び個人事業主の皆様に対し、協力金・支援金を交付します。	福島県休業協力金コールセンター (TEL 024-521-8643)
働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)【国】	テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主	補助対象経費の1/2(1企業当たりの上限額100万円)を補助します。	厚生労働省受託 テレワーク相談センター (TEL 0120-91-6479) ※申請期限 令和2年5月29日(必着)
テレワーク導入支援策【国】	テレワーク導入を検討している企業・団体	①テレワークマネージャー派遣事業(総務省) ②働き方改革推進支援助成金(テレワークコース等)(厚労省)	①テレワークマネージャー派遣事業事務局 (TEL 03-5213-4032) ②テレワーク相談センター (TEL 0120-91-6479)
IT導入補助【国】	ITツールを導入する中小企業・小規模事業者等	ITツール導入費用の補助を行います。	サービスデザイン推進協議会 (TEL 0570-666-424, 042-303-9749(IP電話))

新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧【その他各種相談窓口】

支援制度名	対象となる方	支援内容	お問合せ
法律相談【市】	市民の方、市内在勤の方	新型コロナウイルスに関連した法的トラブルについての相談を行っています。※個人的な内容（営業上は除く）	郡山市市民相談センター (TEL 924-2155)
在在外国人向け相談窓口案内【市】	市内在住の外国人の方	新型コロナウイルス感染拡大に起因する生活全般に関する相談（就労・就学等）窓口等の案内、情報等の提供を行います。	郡山市国際政策課 (TEL 924-3711) 郡山市国際交流サロン (TEL 924-2970)
子どもに関する相談【市】	市民の方	子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受け付けます。	児童相談所共通ダイヤル (TEL 189) 郡山市こども支援課 こども家庭相談センター (TEL 924-3341)
新型コロナウイルス感染症拡大に係る児童生徒の心のケア（臨時休業中）【市】	市立学校に通う児童生徒と、その保護者	スクールカウンセラーが対象児童生徒とその保護者のカウンセリング及び心のケアの電話相談に対応します。	郡山市総合教育支援センター (TEL 924-2541) ※スクールカウンセラーを総合教育支援センターに常駐させ、電話相談に対応します。
新型コロナウイルス感染症拡大に係る児童生徒の心のケア（学校で感染者が発生した場合）【市】	市立学校に通う児童生徒と、その保護者	学校再開後に、スクールカウンセラーが対象児童生徒とその保護者のカウンセリング及び心のケアに対応します。	※学校再開後に、学校にてスクールカウンセラーによる相談を受け付けます。
こころの健康相談【市】	市民の方	眠れないことが続く、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、ご相談ください。	・郡山市保健所地域保健課 (TEL 024-924-2163) ・精神保健福祉士による電話相談専用ダイヤル (TEL 024-924-5560) ・福島県精神保健福祉センター (TEL 0570-064-556)
女性・男性のための相談【市】 【県】	市民の方	家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（DV）についての相談を受け付けています。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター (TEL 924-3341) 福島県男女共生センター 相談室 (TEL 0243-23-8320)
消費生活相談【県】	市民の方	新型コロナウイルスに関する相談や情報提供を受け付けています。	福島県消費生活センター (TEL 024-521-0999)
消費生活無料法律相談等【県】	市民の方	ファイナンシャルプランナー、弁護士、司法書士による無料法律相談を実施しています。	
福島県社会保険労務士会による無料電話相談【県】	市民の方	雇用調整助成金等の各種助成金、有給休暇及び休業手当・休業等に関する相談などを受け付けています。	福島県社会保険労務士会 (TEL 024-526-2270)
外国人労働者に係る相談支援体制等の強化【県】	市内在住の外国人労働者及びその使用者	雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供します。	福島労働局監督課 (TEL 024-536-4602)
外国人住民のための相談【県】	外国人の方	外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。 (日本語、中国語、英語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語)	福島県国際交流協会 (TEL 024-524-1316) E-mail ask@worldvillage.org
性暴力等被害救済協力機関“SACRA ぶくしま”【県】	市民の方	性暴力の被害者に対し、心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。	SACRA ホットライン (TEL 024-533-3940)
福島県緊急事態措置コールセンター【県】	市民の方	特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応します。	福島県緊急事態措置コールセンター (TEL 024-521-8643)
中小企業労働相談所【県】	労働問題でお悩みの方	労働問題に関する労使からの相談を受け付けています。	福島県中小企業労働相談所 (TEL 0120-610-145)
女性のための電話相談・ぶくしま【国】	夫婦・家族間の問題等でお悩みの女性	夫婦・家族間の悩み、配偶者からの暴力（DV）など、女性の相談員が対応します。	全国フリーコール (TEL 0120-207-440)
国税局猶予相談センター【国】	国税を一時的に納付することが困難な方	猶予制度に関する質問や相談を専門にお受けしています。	仙台国税局 (TEL 022-204-5937)
経営相談窓口の開設【国】	中小企業・小規模事業者	中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しています。	経済産業省 HP 特設ページ内 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」
専門家による経営アドバイス【国】	中小企業・小規模事業者	中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。	全国 47 都道府県の よろず支援拠点
現地進出企業・現地情報及び日本貿易振興機構（ジェトロ）相談窓口【国】	海外進出日系企業等	操業再開に向けた支援策、ビジネス短信の発信のほか、新型コロナウイルス関連相談窓口を開設しています。	日本貿易振興機構新型コロナ ウイルス関連相談窓口 (TEL 03-3582-5651)
事業資金相談ダイヤル【国】	中小企業、小規模事業者、農林漁業者	融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (TEL 0120-154-505)
多言語電話相談窓口の開設【国】	外国人の方	外国人の新型コロナウイルス感染症に関する不安・相談に対応し、適切な情報を提供します。	AMDA 国際医療情報センター 【英語・中国語・韓国語・フィリピン語・タイ語・スペイン語・ベトナム語・ポルトガル語】 (TEL 03-6233-9266) 【英語・中国語】 (TEL 090-3359-8324)
人権相談（法務局）【国】	どなたでも	差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、インターネット上の書き込みなど、人権問題について相談を受け付けています。	みんなの人権 110 番 (TEL 0570-003-110) 子どもの人権 110 番 (TEL 0120-007-110) 女性の人権ホットライン (TEL 0570-070-810)
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口【国】	市民の方	県の対策や予防法などの相談を受け付けています。	【感染が疑われる場合】 帰国者・接触者相談センター (TEL 0120-567-747) 【症状の有無に関わらず、不安に思う場合】 ・一般相談コールセンター (TEL 0120-567-177) ・厚生労働省相談窓口 (TEL 0120-565-653)

各種相談

経営相談
法律相談
人権相談

等

その他の支援
遠隔手話通訳

支援制度名	対象となる方	支援内容	お問合せ
遠隔手話通訳サービス（登録制）【市】	聴覚に障がいのある方	医療機関等の受診時に、タブレットやスマートフォン等を使用して、遠隔手話通訳をご利用いただけます。	郡山市障がい福祉課 (TEL 924-2381)
遠隔手話通訳サービス（福島県聴覚障害者協会実施）【県】	聴覚に障がいがあり、手話ができる方	帰国者・接触者外来を受診、または入院等が必要になった場合、タブレットやスマートフォン等を使用して、遠隔手話通訳をご利用いただけます。	福島県聴覚障害者協会 (TEL 024-522-0681)

2020年5月29日

新型コロナウイルス感染症対策本部資料

産業観光部

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援策実績

市融資制度 2020/4/1（水）～5/28（木）

	融資件数	融資額	信用保証料補助額
売上高等減少対策資金融資	4件	15,000,000円	761,475円

セーフティネット保証等の認定件数 2020/4/1（水）～5/28日（木）

	件数
郡山市による認定件数	1,278件
2020/4/1（水）～5/8（金）	（494件）
2020/5/11（月）～5/29（木）	（784件）

※セーフティネット保証とは

突発的災害等で困っている中小企業者の資金繰りを助ける制度。返済できなくなった場合に、信用保証協会が返済を肩代わりする。

中小企業等応援プロジェクト 2020/5/11（月）～28日（木）

	申請	交付
電話対応（フリーダイヤル＋通常電話）	772件	—
窓口対応（融資、家賃等、観光等）	568件	—
事業継続応援家賃等補助金 （減免テナント数）	35件 (63件)	交付3件 5/29～ (5件)
テイクアウト事業等開始応援補助金	26件	交付2件 5/29～

新型コロナウイルス感染症対策 関連情報
特別定額給付金の処理状況等をお知らせします



ターゲット 3.3

令和2年5月29日
郡山市特別定額給付金
プロジェクトチーム
担当：石井 章浩
TEL：924-2406

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

特別定額給付金に係る処理状況等については次のとおりです。

1 処理状況（申請及び審査完了は5月28日現在、給付（振込）は5月29日現在）

	申請方法	日次		累計		進捗率※
		件数 (件)	金額 (万円)	件数 (件)	金額 (万円)	
申請	オンライン	9		3,810		
	郵送	6,439		107,399		
	計	6,448		111,209		
審査完了	オンライン	12		3,573		93.78%
	郵送	4,051		15,650		14.57%
	計	4,063		19,223		17.29%
給付 (振込)	オンライン	0	0	3,531	86,730	92.68%
	郵送	1,572	40,090	5,398	131,320	5.03%
	計	1,572	40,090	8,929	218,050	8.03%

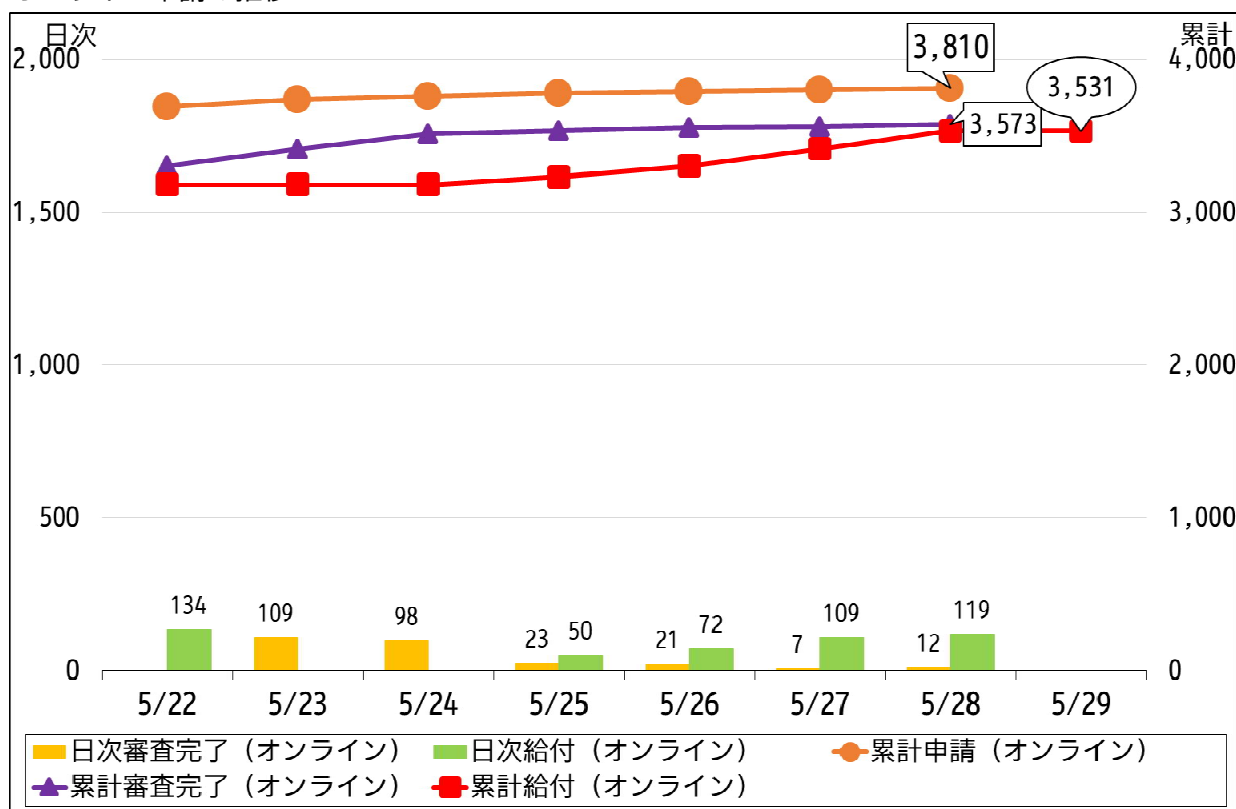
※申請件数には、重複申請や不備のある申請が含まれております。

※審査完了の進捗率は、申請件数に対する審査完了件数の割合です。

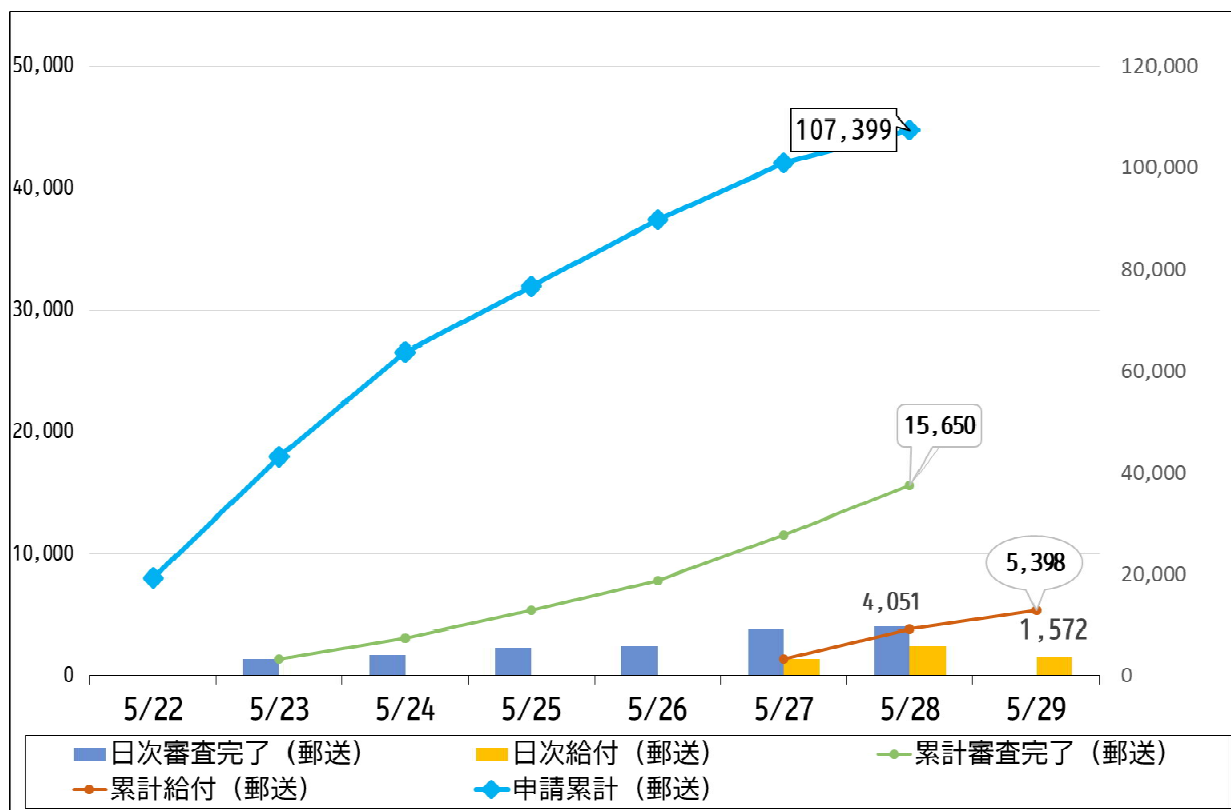
※給付の進捗率は、申請件数に対する給付件数の割合です。

※日次の申請・審査完了件数は速報値であり、累計件数は前日までの確定値を基に修正しています。

(1) オンライン申請の推移



(2) 郵送申請の推移



2 特別定額給付金オンライン申請の受付を終了します

令和2年5月20日(水)から郵送申請の受付を開始したことから、重複申請や二重払いの防止、更には支給事務を迅速に行うため、令和2年5月30日(土)午前0時でオンライン申請の受付を終了し、郵送申請のみでの受付といたします。

○郡山市特別定額給付金専用ダイヤル

受付時間：6月末まで(毎日)

7月～8月末まで(平日のみ)

☎ 024-983-9770

8:30～17:15

9:30～17:30



飛沫防止シート設置時の注意点

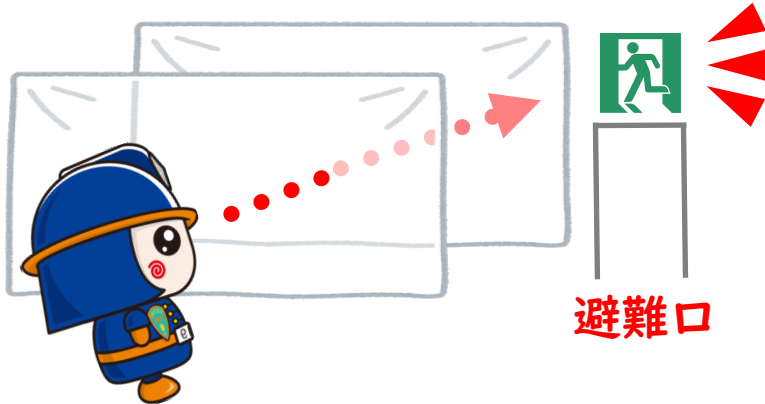


新型コロナウイルス感染症の感染予防として、飛沫防止シートを設置する場合、火気から適切な距離をとるとともに、以下の点にご注意ください。また、改めて防火管理者を中心に、災害時の**避難管理**の再徹底と、職員（従業員）への防災教育をお願いします。

誘導灯

- ☑ 視認障害となっていないか（見えない状態）

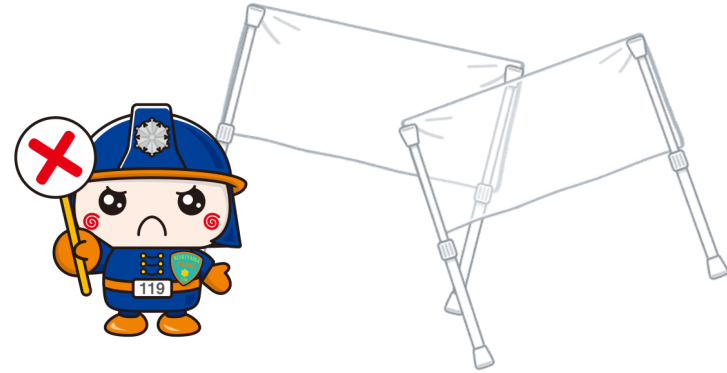
※ 何枚か重なるなどして誘導灯が見えづらくなることがあります



通路

- ☑ 避難の妨げになっていないか

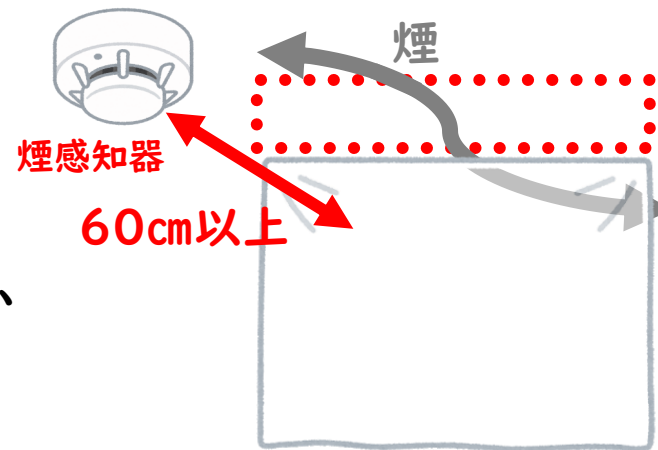
※ 通路の幅が確保されていたとしても、災害時に倒れて避難通路を防ぐことがないように設置してください



自動火災報知設備（煙感知器）

※ 設置の方法によっては、煙を感知しなくなる恐れがあります

- ☑ 煙感知器から距離（60cm以上）がとれているか
- ☑ 天井との間に煙が通るスペースがあるか



令和2年5月27日（水） 県民の皆様への知事メッセージ

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆様、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床検査技師の方々など、新型コロナウイルスとの闘いの最前線で懸命に御努力いただいている関係の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

5月25日、政府は、首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を解除しました。全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたことは、新型コロナウイルス感染防止対策に関する全国的な取組の成果と受け止めています。

本県においても、5月9日以降は新規感染者が確認されておらず、感染拡大が抑えられている状況にあります。これも、県民や事業者の皆様の御理解と御協力のおかげであり、改めて御礼を申し上げます。

一方で、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦になるものと見込まれます。今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあり、依然として先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いています。

先般示された政府の方針においては、7月31日までの約2ヶ月間を移行期間として、おおむね3週間ごとに感染状況や感染拡大リスクを評価しつつ、段階的に外出やイベント開催などの制限を緩和し、社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされています。

こうした政府の方針や県内の感染状況等を踏まえ、本日、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を改定いたしました。県民や事業者の皆様におかれましては、この対策に基づき、当面、6月1日から6月18日までの間、次の3つについてお願いをいたします。

一点目は、「新しい生活様式」の定着等についてであります。県民の皆様におかれましては、引き続き「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるとともに、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を継続するという「新しい生活様式」を徹底していただくようお願いいたします。

事業者の皆様におかれましては、時差出勤や自転車利用など、通勤時における人との接触を低減する取組を進めるとともに、在宅勤務やテレワーク、出張に代わるテレビ会議の導入・活用などを、より一層推進していただきますよう

お願いいたします。

また、5月25日に緊急事態宣言が解除された首都圏の1都3県及び北海道との不要不急の往来は、6月18日までの間、できるだけ控えていただくようお願いいたします。

これまで国内においてクラスターが発生しているような業種のうち、カラオケやスポーツジム等については、感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられることから、外出の自粛要請を解除することといたします。

その他の接待を伴う飲食業やライブハウス等については、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインが策定され、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き、外出を控えていただくようお願いいたします。

二点目は施設に対する協力のお願いについてであります。6月1日から全面再開となる学校を始め、各事業者の皆様におかれましては、引き続き、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づいた感染防止対策の徹底をお願いいたします。

三点目は、イベント等に関する協力のお願いについてであります。6月18日までの間は、引き続き、適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数としていただくようお願いいたします。6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和してまいります。

地域で行われるお祭り等の行事については、全国的または広域的な人の移動が見込まれず、参加者がおおよそ把握できる場合には、適切な感染防止策を講じた上での実施をお願いいたします。全国的または広域的な人の移動が見込まれるイベントや、参加者の把握が困難なイベントについては、中止を含めて慎重な対応をお願いいたします。

次に、経済・雇用対策についてであります。現在、県内経済は、宿泊施設や飲食店をはじめ、様々な業種が大変厳しい状況にあり、早急な対応が求められています。今後は、感染拡大防止を図りつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ、経済を再生していく必要があります。

そのため、まずは、これまで外出の自粛や休業等に御協力を頂いてきた県民の皆様と宿泊・観光関連事業者の皆様を応援するため、県の6月補正予算や国のGoToキャンペーンに先駆け、県独自となる「福島県民限定の宿泊割引支援」を6月1日からスタートさせることといたしました。

具体的には、1泊7,000円(税抜)以上の宿泊に対し、5,000円を割引するもので、2万泊分の予算など、事業全体で1億2,100万円を計上

しています。

今後は、県の6月補正予算編成も見据え、更なる施策を検討してまいります。

最後に、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されましたが、これは決して「安全宣言」を意味するものではありません。新型コロナウイルスについては、今後も持続的な対策が必要になると見込まれます。自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。私たち一人一人が、これまでの日常生活における行動を変え、「新しい生活様式」を定着させていきましょう。

新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者、医療従事者など感染症の拡大防止に向けて懸命に御努力いただいている皆様に対する差別や偏見は、絶対になさらないようお願いいたします。

他人への思いやりを持って、辛抱強く、様々な努力と工夫を重ねながら、県民一丸となって、この困難、難局を乗り越えていくことが出来るよう、引き続き、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針

令和2年3月31日

令和2年4月17日改正

令和2年4月20日改正

令和2年5月22日改正

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく基本的対処方針を定めたことから、今後講じるべき対策について、下記により県の基本方針を定める。

なお、法第32条第3項に基づく緊急事態措置が5月14日に解除され、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく時期へ移行してきたことから、新型コロナウイルス感染症対策としての福島県の基本方針を以下の視点からまとめ直すこととした。

- ・法第18条第1項に規定する基本的対処方針を踏まえて対応していく。
- ・県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症に関する情報を的確に把握・分析し、丁寧な情報提供と効果的な対策の実行に努める。
- ・県や市町村、医療関係者、専門家、事業者を含む県民が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めるため、今後講じるべき対策の要点を示していく。

1 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

令和2年3月7日に県内1例目となる新型コロナウイルス感染者を確認して以来、これまで県内では感染経路が特定できない症例やクラスター（患者間の関連が認められた集団）も含め感染者数が継続して増加している状況にあったが、全国的にも新規感染者数が減少傾向にあり、本県においては新規感染者が確認されていない日が続いているものの、引き続き予断を許さない状況にある。

こうした状況を踏まえ、引き続き、国の基本的対処方針において、緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたって、特に着目する必要があるとされた次の3点について、本県においても引き続き、細心の注意を払い、感染拡大防止策に取り組んでいく。

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規感染者数であるか。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応できる体制が整えられているか。

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 「三つの密」を避けることや「新しい生活様式」の社会・経済全体での安定的な定着、事業再開のための業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成と実践を促すことにより、人との接触機会の低減等による感染拡大の速度抑制を図るとともに、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくことができるよう努める。
- 適切な医療の体制整備と提供により、感染者のうち重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるよう努める。
- 的確なまん延防止策の展開と国・県独自の経済・雇用対策を最大限活用し、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。
- 第2波による感染拡大に備えた医療提供体制等の整備促進に努める。
- 感染症対策が長期戦になるとの覚悟も持ちながら、再度の感染拡大が認められた場合には、速やかにまん延防止対策等を打ち出せるよう備えていく。

3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

県民、県内事業者が現状を正しく理解し、適切な対処を共に考えていただけるよう、啓発素材（ピクトグラム）の活用や情報の可視化に努めるなどして、正確な情報を分かりやすく伝えていく。

(2) サーベイランス・情報収集

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合には、積極的に検査を実施する。
- 中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体によりPCR検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- 中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- 調査・分析、医療調整のため、個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、患者に関する情報を関係者間で共有する体制を構築する。

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

「感染を予防するための3つの取組み」や「新しい生活様式の実践例」を活用して、日頃から感染予防と社会・経済活動の両立を進めていく。

感染状況が厳しい時期には、「人との接触を8割減らす、10のポイント」を県全体で定着させることにより、感染拡大を防止する。

- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、国の専門家会議で示された「10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」等について県民に周知を行う。
- 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかける。
- 全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
- 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。
- これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を検討する。

2) 学校等

- 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有していく。なお、臨時休業中の場合であっても同様とする。
- 県内において感染の拡大傾向が認められた場合は、市町村に対し、国が示した保育所や放課後児童クラブ等の保育の縮小や臨時休園等に関する方針の考え方にに基づき、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど、保育等の提供を縮小して実施することについて検討を依頼する。また、臨時休園等をする場合は、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等が確保できるよう検討を依頼する。

(4) 医療等

新型コロナウイルス感染症との戦いに、関係者が一体となって、医療提供体制の充実・強化を図る。

1) 相談体制

帰国者・接触者相談センターへの相談目安に該当する方が適切に相談できるよう周知を行い、県民の不安等の解消に努めるとともに、体制強化等に取り組んでいく。

県の対策や予防法などの「一般相談」や感染症の流行や長期的な自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方に対する「こころの健康についての相談」を受け付けるなど、各相談者に合った窓口相談を充実させていく。

2) 外来医療提供体制

帰国者・接触者相談センターを通して「帰国者・接触者外来」を円滑に受診できるようにするとともに、帰国者・接触者相談センターからの紹介に加えて、地域の診療所等からの紹介により、発熱者等を診療、検査する「地域外来」を整備し、医療機関等の負担軽減など、医療資源の適切な役割分担が図られるよう、県では財政措置を含め支援していく。

県内医療機関において感染防護具等の医療資機材、衛生資材が不足しないよう、調達や配分を県で管理し、医療提供に支障が生じないよう支援していく。

3) 検査体制

今後の感染拡大防止を図ることや医師が必要と認めた方の検査を確実に実施できる体制を構築していくため、短時間で結果が判明する検査機器の購入や、民間委託を有効に活用して検査体制を強化していく。

4) 病床等確保と入院患者受入体制

オーバーシュートや感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じて、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、医療提供体制の確保に努める。

入院治療が必要な患者のための病床を確保するとともに、必要に応じて、入院治療の必要のない軽症者等のための宿泊療養施設を確保する。

患者への適切な医療が提供できるよう、県医療調整本部において入院調整方針を整理し、県保健所、中核市保健所及び患者搬送コーディネーター等が連携して入院・転院の調整を行う。

今後の感染拡大に対応できるよう、引き続き病床確保に取り組んでいくとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策が実施できる医療提供体制を整備する。

5) 患者受入・移送体制

重症患者等の受け入れと移送について、福島県立医科大学や患者搬送コーディネーターや医療機関等と連携しながら、体制を強化していく。

6) 医療人材の確保

医師、看護職員等の医療人材に過度な負担が生じて医療体制に深刻な影響が出ないよう、地域の医療機関と協力して、新型コロナウイルスに対応する医療従事者の負担軽減や医療人材の確保に取り組んでいく。

7) 診療情報の共有

医療機関の負担軽減や医療資源の効率的な活用のため、医療機関や保健所などの関係機関が、患者の検査や入退院、診断等の情報を共有していくことが重要であることから、国が整備を進める新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムや全県的な医療情報ネットワークシステムであるキビタン健康ネットを活用して、診療情報の円滑な共有を図っていく。

(5) 経済・産業・雇用対策

令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策の迅速かつ着実な実行を国に求めるとともに、県としても感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組み、県内事業者の雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期すこととする。

特に、新しい生活様式の導入など、事業活動の中に感染防止対策を取り入れる事業者を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い大幅に縮小した経済活動の早期回復に向けた需要喚起策等を国の対策と連動して実施していく。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。また、各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最低限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分考慮して実施する。

2) 緊急事態解除宣言後の取組み

国が緊急事態解除宣言を行った後も、引き続き、警戒を行い、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施できるよう備え、再度の感染の拡大が認められた場合には、速やかにまん延防止対策を講じていく。

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

新しい生活様式を取り入れた感染拡大予防ガイドラインの策定や実践・定着を事業者呼びかけるとともに、県民に対して冷静な判断により行動できるよう、適切な情報発信を行う。